高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県ものづくり産業強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）「中小企業者」とは、県内に生産拠点を有する者であって、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第２条第１項に規定する中小企業者である者をいう。

（２）「中小企業者等」とは、前号に定める中小企業者の他に、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人を含むものとする。

（３）「事業者」とは、第１号に定める中小企業者の他に、県内に生産拠点を有する者であって、会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に掲げる会社を含むものとする。

（４）「研究会発事業化プラン」とは、今後の成長が期待される分野での事業化を短期間で実現するとともに、成長産業をけん引する企業の実現を図るため、高知県成長分野育成支援研究会で研究会発事業として認定された事業化プランをいう。

（５）「成長支援プラン」とは、高知県成長分野育成支援研究会で「研究会発事業」として事業プランが認められた中小企業者等のうち、成長分野育成支援研究会発事業化プラン認定審査会でトップランナー事業として認定された成長支援プランをいう。

（６）「製造業」とは、日本標準産業分類の大分類に規定する製造業をいう。

（補助の目的）

第３条　県は、県内企業の事業活動における事業化プランづくりから試作機開発、販路開拓、設備投資などの各段階において必要となる費用の一部を助成することにより、企業のものづくりに対する挑戦を後押しし、本県経済の一層の飛躍を図ることを目的として、次条に規定する補助対象事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助事業者、補助事業、補助要件、補助対象経費及び補助率等）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助要件、補助対象経費及び補助率等については、別表第１に定めるとおりとする。

２　補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容及び補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第２号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者（第９条第４項の規定により承継させようとする者を含む。）が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

２　知事は、前条第２項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

３　知事は、第１項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（２）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３）補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第８条　補助事業者は、第６条第１項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第３号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）交付決定額の増額又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。

（２）補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を交付決定額の20パーセントを上回る減額をしようとするとき及び経費区分の相互間で20パーセントを上回る変更をしようとするとき。

（３）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

ア　補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ　補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

２　別表第１で定める事業体において、複数の者が補助金の交付を受ける場合は、交付を受ける者ごとに前項第１号の規定を適用するものとする。

３　補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第３号様式の２による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を他の者に承継させようとする場合は、あらかじめ別記３号様式の３による補助事業承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

５　知事は、第１項の規定により計画変更承認申請書の提出があったとき、又は第３項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第４号様式による計画変更等承認（不承認）通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

６　知事は、第１項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（状況報告）

第10条　複数年度にまたがる事業を行う者は、当該年度の３月末の状況を翌年度の４月10日までに別記第５号様式による遂行状況報告書により知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の遂行状況について、事業実施期間を延長するとき（補助事業が年度内（複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度内）に完了しないと見込まれる場合は、第13条を適用）、又は知事から要求があったときは、速やかに別記第５号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条　別表第１に定める補助事業８設備投資促進事業（標準型）、９設備投資促進事業（特別型）10設備投資促進事業（一般型）及び11設備投資促進事業（IoT 型）については、補助金の概算払をすることができる。

２　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第６号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。
３　前項の規定により概算払を受けることができる金額は、取得等を完了し支払いを行った補助事業に係る補助対象経費に対する補助金額の70パーセントを上限とする。
４　知事は、別記第６号様式による概算払請求書を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。

（実績報告等）
第12条　補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日までに、別記第７号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
２　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
３　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により交付申請した場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第８号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（繰越承認申請）
第13条　補助事業者は、補助事業が年度内（複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度内）に完了しないと見込まれる場合にあっては、別記第９号様式による繰越承認申請書を当該年度の12月15日（複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度の12月15日）までに知事に提出しなければならない。
２　知事は、前項の規定により繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について決定を行い、別記第10号様式による繰越承認（不承認）通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額の確定）
第14条　知事は、第12条第１項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第４項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第11号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）
第15条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（財産の管理等）

第16条　補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産（補助事業において製造された装置等及び試作開発の成果を含む。以下「取得財産等」という。）については、別記第12号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条　補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第13号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（補助金の交付の決定の取消し）

第18条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第２のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

（４）研究会発事業化プラン又は成長支援プランの認定が取り消された場合

（５）補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

第19条　知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（成果の取りまとめ）

第20条　知事は、補助事業の成果を捕捉するため、補助事業者に対し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、別記第14号様式による実施状況報告書の提出を求めることができる。

２　知事は、補助事業の成果について必要があると認める場合は、補助事業者に成果を発表させ

ることができる。

３　知事は、補助事業者に対して、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

（収益納付）

第21条　知事は、前条第１項の実施状況報告書により、補助事業者が補助事業（別別表第１に定める補助事業８設備投資促進事業（標準型）、９設備投資促進事業（特別型）、10設備投資促進事業（一般型）及び11設備投資促進事業（IoT 型）を除く。）の実施結果により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の総額を上限として、知事が別に定める金額の納付を命ずることができる。

（補助事業の経理等）

第22条　補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の終了後５年間、知事から要求があった場合は、閲覧に供することができるよう保管しておかなければならない。

（情報の開示）

第23条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第24条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（委任）

第25条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

２　この要綱は、「高知県ものづくり地産地消・外商推進事業費補助金」、「高知県研究会発事業化支援事業費補助金」及び「高知県設備投資促進事業費補助金」を統合した補助金について定める。

　統合前の補助金で、平成27年３月31日までに交付決定され、平成27年４月１日以降にわたって実施期間を定めているものについては、本要綱で補助金名称を読み替えることとする。

３　この要綱は、平成32年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第３項及び第16条から第23条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

４　前項本文の規定にかかわらず、別表第１に定める補助事業２新商品・新役務開発事業、６販路開拓・人材育成事業、及び７生産設備等導入事業については平成29年５月31日限りその効力を失う。ただし、当該事業に係る第５条の規定に基づく申請は、平成28年３月31日までに行うものとする。

５　前項本文の規定にかかわらず、別表第１に定める補助事業８設備投資促進事業（標準型）、及び補助事業９設備投資促進事業（特別型）については平成31年５月31日限りその効力を失う。ただし、当該事業に係る第５条の規定に基づく申請は、平成29年３月31日までに行うものとする。

附則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年７月１日から施行する。